

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第13号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（印鑑の登録資格）</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>住民基本台帳に記録されている氏名、氏若</p>	<p>（印鑑の登録資格）</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>— <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>— <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又</p>

しくは名又は氏名の一部を組み合わせた文字で表していないもの

職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの

及び <省略>

印影を鮮明に表しにくいもの

<省略>

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ(磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類する物をいう。第11条において同じ。)をもって調製する。

(印鑑登録証)

第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を第4条第2項の規定により印鑑登録回答書及び本人確認書類を持参した者(同条第3項の規定により同条第1項に規定する確認をした場合にあつては、当該登録申請者)に直接交付するものとする。

2及び3 <省略>

は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせた文字で表わしていないもの

職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの

及び <省略>

印影を鮮明に表わしにくいもの

<省略>

(登録事項)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

— 印影

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

(印鑑登録証)

第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を第4条第2項の規定により印鑑登録回答書等を持参した者(同条第3項の規定により同条第1項に規定する確認をした場合にあつては、当該登録申請者)に直接交付するものとする。

2及び3 <省略>

<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損したとき(印鑑登録証の登録番号が識別できない程度に汚染し、又は毀損したときを除く。)は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に再交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をしようとする者が本人であることを確認しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による確認は、本人確認書類を印鑑登録者に提示させることにより行うものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に直接印鑑登録証を交付するものとする。</p> <p>(印鑑登録証の亡失の届出)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録</p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚染し、又はき損したとき(印鑑登録証の登録番号が識別できない程度に汚染し、又はき損したときを除く。)は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に再交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に直接印鑑登録証を交付するものとする。</p> <p>(印鑑登録証の亡失の届出)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>(印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するもの</p>
---	--

されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

から まで <省略>

(印鑑登録の廃止の申請)

第12条 <省略>

2 <省略>

3 印鑑登録者は、印鑑登録証の登録番号が識別できない程度に汚染し、又は毀損したときは、直ちに印鑑登録廃止申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

4 第8条第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による申請について準用する。

(登録事項の修正)

第13条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

(印鑑の登録の抹消)

第14条 市長は、第12条の規定による印鑑の登録の廃止の申請があったとき又は第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出があったときは、その内容を審査し、当該申請又は届出に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事

とする。この場合において、印鑑登録証明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

から まで <省略>

2 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影について、磁気ディスク等を用いて作成し、これを交付することにより証明するものとする。

(印鑑登録の廃止の申請)

第12条 <省略>

2 <省略>

3 印鑑登録者は、印鑑登録証の登録番号が識別できない程度に汚染し、又はき損したときは、直ちに印鑑登録廃止申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第13条 市長は、住民基本台帳法又は外国人登録法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

(印鑑の登録の抹消)

第14条 市長は、第12条の規定による印鑑の登録の廃止の申請があったとき又は第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出があったときは、その内容を審査し、当該申請又は届出に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事

由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

から まで <省略>

前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を抹消すべきものと認めたとき。

3 市長は、転出又は死亡の場合を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請又は届出等)

第15条 登録申請者又は印鑑登録者が、第4条第2項に規定する印鑑登録回答書及び本人確認書類の持参、第8条第1項に規定する印鑑登録証の再交付の申請、第9条第1項に規定する印鑑登録証の亡失の届出、第10条第1項に規定する印鑑登録証明書の交付の申請又は第12条第1項、第2項若しくは第3項に規定する印鑑の登録の廃止の申請(以下「申請等」という。)を自ら行うことができない場合は、代理人により行うことができる。

2 前項の規定に基づき、代理人が申請等(第8条第1項に規定する印鑑登録証の再交付の申請及び第10条第1項に規定する印鑑登録証明書の交付の申請を除く。)を行うときは、委任の旨を証する書面を添えるものとする。

3 市長は、代理人による申請等があったときは、代理人が本人であることを確認しなければならない。

4 第8条第3項の規定は、前項の規定による代理人が本人であることの確認について準用する。この場合において、「印鑑登録者」とあるのは、「代理人」と読み替えるものとする。

由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

から まで <省略>

前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を抹消すべきものと認めたとき。

3 市長は、転出又は死亡の場合を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請又は届出等)

第15条 第3条第2項の規定は、第4条第2項に規定する印鑑登録回答書等の持参、第9条に規定する印鑑登録証の亡失の届出又は第12条第1項、第2項若しくは第3項に規定する印鑑の登録の廃止の申請について準用する。

2 前項の規定を適用する場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「及び当該登録申請者」とあるのは「並びに当該登録申請者及び代理人」とする。

3 第8条第1項に規定する印鑑登録証の再交付の申請、第10条第1項に規定する印鑑登録証明書の交付の申請は、代理人により行うことができる。

<p>5 <u>第1項の規定に基づき、第8条第1項に規定する申請を代理人により行うときは、同条第2項の規定による本人であることの確認を省略することができる（第9条、第10条又は第12条において同項を準用する場合を含む。）。</u></p> <p>（閲覧の禁止）</p> <p>第16条 市長は、印鑑の登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。<u>ただし、当該印鑑の登録を受けている者又は登録を受けていた者から印鑑登録原票に関するものについて請求があった場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（閲覧の禁止）</p> <p>第16条 市長は、印鑑の登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条第2項第1号の改正規定（「表わして」を「表して」に改める部分を除く。）及び第13条の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づいて登録されている印鑑、受理している登録の申請、照会している印鑑登録照会書（印鑑登録回答書を含む。）又は交付した印鑑登録証若しくは印鑑登録証明書は、改正後の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「新条例」という。）に基づき登録し、受理し、照会し、又は交付したものとみなす。

（住民基本台帳への移行に伴う印鑑の登録の取扱い）

- 3 第2条の改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本市の外

国人登録原票に登録されている者が受けている印鑑の登録の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

施行日の前日において印鑑の登録を受けている者であって、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、前項の規定にかかわらず、新条例第14条第2項第5号の規定により、施行日において職権で当該登録を抹消するものとする。

施行日の前日において印鑑の登録を受けている者であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る印鑑の登録については、施行日において氏名等の登録事項に変更が生じた場合は、新条例第13条の規定により、職権で当該登録事項を修正するものとする。